

## 5 出版社等との交渉の考え方

著作権問題クレーマーのためには出版社等を訪問し、趣旨について直接説明を行うようにする。この際、複製箇所等を明示した教材本体、複製箇所の一覧表等を提示し、在職者向け訓練の実施計画コース数、計画定員等について事業団本部からの実施計画資料に基づいて具体的に説明し、当該教科書の対象となる受講者の概数についても説明する。（この概数は許諾料の積算根拠の基礎数となると考えられ、これに、この教材が実際に使用されるであろう見込み率を乗じたものが補償の対象となると考える。）

具体的なことについてまとめると以下のとおりである。

- ① 許諾条件の対象範囲としては、雇用促進事業団立の各職業能力開発施設とする。
- ② 印刷物のほか各職業能力開発施設において、地域の事情に応じてその教材の一部を修正して使用しやすいように磁気ファイル化したものを配布する。
- ③ 各職業能力開発施設では、訓練の実施にのみ使用し他の目的には使用しないこととする。

上記の内容に対し出版社側の考え方、希望等を聴取する。

各出版社等の意見を聴取した後その要望を把握し、この後の業務の円滑な運営のため、多くの出版社等に対応できる基本的な内容の契約書を作成する。